

件名	愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例
主管課	環境・ゼロカーボン推進課
根拠法令等	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、環境影響評価法に基づき、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続き等が定められているが、本県では、法対象規模未満の事業についても、環境影響評価条例を定め、同法と同様の手続きを行っている。</p> <p>令和8年4月1日付けで海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、洋上風力発電事業については、環境影響評価手続きが簡略化されることから、環境影響評価条例についても次のとおり改正する。</p> <p>(1) 改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下、「整備法」という。）第16条第2項第10号に基づく選定事業者が整備法第22条第1項に基づく認定公募占用計画に係る整備法第2条第4項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事業（洋上風力発電事業）を行う場合、環境影響評価条例第3章に係る環境影響評価方法書の手続きは適用しない。（条例第42条の2）</p> <p>(2) 整備法第11条に基づく海洋環境等調査方法書案に係る環境保全上の知事意見を検討するため、環境影響評価条例に基づく知事意見の手続きと同様に環境影響評価審査会に意見を聴くことができることとする。（条例第44条の2）</p>	
施行日	令和8年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	